

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題 1. 1974 年のインドの核実験成功を背景に核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足した国際輸出管理レジームは、オーストラリア・グループ (AG) である。下線部分は正しい。×

問題 2. 輸出令別表第 1 の 2 の項の中欄には、「次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」と規定されているが、この経済産業省令とは、「輸出貿易管理令の運用について」のことである。×

問題 3. 本邦にあるメーカー X は、オーストラリアにある 100% 子会社 Y に自社の Z 技術課長を 6 ヶ月間派遣し、外為令別表の 9 の項に該当する技術の提供を行う予定である。この場合、メーカー X は、役務取引許可は必要である。○

問題 4. 外為令別表の 5 から 15 の項までに規制されている技術の英訳をする場合は、ワッセナー・アレンジメント (WA) のサイトが参考になる。○

問題 5. 本邦にあるメーカー X は、ハンガリーの警察から、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可が適用できる輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) に該当する暗号通信装置 (総価額 200 万円) を受注した。用途は、反政府活動の取り締まりに用いられるものであることが判明している。この場合、メーカー X は、当該取引に先立ち経済産業大臣への「届出」が必要である。×

問題 6. 本邦にある貿易会社 X は、インドにあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項 (1) に該当する貨物 (10 台) の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦車の製造に使用すると電子メールで連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、貿易会社 X は、輸出許可申請が必要である。○

問題 7. 本邦にある貿易会社 X は、中国にあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項 (2) に該当する貨物 (1 トン) の注文を受けた。用途を確認したところ、大量破壊兵器である大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると電話で連絡を受けた。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、貿易会社 X は、輸出許可申請が必要である。○

問題 8. 米国人 S は、米国にある大学を卒業後、今年 6 月に初来日し、10 月 1 日から大阪にあるホテル R に勤務することになった。この場合、米国人 S は、初来日から、6 か月を経過していないので、「非居住者」として取り扱われる。✕

問題 9. 本邦にある貿易会社 X は、中国にあるメーカー Y から、無人航空機の部品開発に使用するため、輸出令別表第 1 の 15 の項 (2) に該当する電波吸収材 (総価額 5 万 9 千円) の注文を受けた。貿易会社 X が、当該電波吸収材をメーカー Y に輸出する場合、少額特例は適用できない。○

問題 10. 「遵守基準省令」と「外為法等遵守事項」の規定を比較すると、「遵守基準省令」には、努力規定がない。✕

問題 11. 韓国人 P は居住者で、本邦法人 X の代表取締役であり、外国法人 Y の取締役でもある。韓国人 P は外国法人 Y との間で、善管注意義務が外国法人 Y と本邦法人 X で競合する場合は、本邦法人 X を優先するとの契約を結んでいる。この場合、韓国人 P は、特定類型①に該当しない。○

問題 12. 本邦にある貿易会社 X は、6 か月に一度の割合で、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物のみを米国にあるメーカー Y に輸出している。この場合、貿易会社 X は、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」を選任する義務がある。○

問題 13. 運用通達等では、輸出許可申請時に添付する契約書について、「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること」を求めている。✕

問題 14. 特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、仕向地がインドネシアで、通常兵器である戦車の製造に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、「失効」する。○

問題 15. 輸出令別表第 1 の 2 の項 (12) の「核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械」の「用いられる」とは、「核兵器の開発又は製造専用工作機械」という意味であるから、汎用の工作機械は、輸出令別表第 1 の 2 の項 (12) での該非判定は不要である。✕

問題 16. 東京にあるM大学は、リスト規制に該当する貨物や技術を多く扱っていることから、「輸出管理内部規程の届出等について」という通達に基づき、輸出管理内部規程を策定し、近日、経済産業省に届け出る予定である。この場合、輸出管理内部規程の届出先は、近くの経済産業局である。下線部分は正しい。✕

問題 17. 本邦にあるX大学のA教授は、イタリアで行われる通信の国際学会に参加し、外為令別表の9の項(1)に該当する暗号技術を含む講演を行う予定である。当該国際学会は、わずかな参加費用(10ユーロ)を払えば、誰でも参加することができる。A教授は、事務局から事前に送られてきた聴講者名簿の中に外国ユーザーリストに掲載されている中国、パキスタンの企業・団体からの参加者10名の名前を見つけたので、この場合、講演前に役務取引許可を取得する必要がある。✕

問題 18. 本邦にある貿易会社Xは、米国で雑貨店である1ドルショップを営んでいるので、毎日、輸出令別表第1の16の項に該当する製品を米国にある子会社向けに輸出している。この場合、貿易会社Xは、外為法第55条の10第1項でいう輸出等を「業として行う者」にあたる。○

問題 19. 本邦にあるX大学の大学院生であるブラジル人留学生Aは、来日から7か月経過している。学費を補うために今年9月1日から中国にある通信メーカーYと雇用契約を結び、通信メーカーYの指揮命令に従って、日本企業のAI技術に関する技術情報の収集に従事している。この場合、ブラジル人留学生Aは、特定類型①に該当する。○

問題 20. 外為法第25条第1項中の2つの「政令」は、いずれも「輸出貿易管理令」のことである。✕

問題 21. 役務通達によれば、「修理」は、「製造」にあたる。✕

問題 22. 本邦にあるW大学のP教授は、特許庁の公開特許情報を来週、米国の大学に留学中の同僚に国際郵便で送る予定である。この公開特許情報に外為令別表の7の項や9の項に該当する技術が一部含まれている場合、事前に役務取引許可を取得する必要がある。✕

問題 2 3. 本邦にあるメーカー X は、1 か月前に輸出許可を取得して、インドにあるメーカー Y に輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 2) 2 に該当する測定装置を 1 台輸出した。その後、当該測定装置が落雷で故障したので、メーカー X では、交換用の測定装置を無償で先にインドに輸出し、輸出後、故障した測定装置を無償で輸入する予定である。この場合、メーカー X は、無償告示第一号 1 が適用できるので、交換用の測定装置について輸出許可を取得する必要はない。✕

問題 2 4. 本邦にある企業が、輸出令別表第 3 に掲げる地域向けに貨物を輸出する場合、輸出令別表第 1 の 1 6 の項 (1) に該当する貨物の輸出についてのみ、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき、輸出許可申請が必要である。✕

問題 2 5. 本邦にある X 大学は、オランダにあるメーカー Y との新薬開発の契約に基づき、X 大学が所有する測定装置 (輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 2) 2 に該当) をメーカー Y に貸し出すために輸出する予定である。この場合、「基礎科学分野の研究活動」にあたるので、X 大学は輸出許可申請が不要である。✕